

平成31年度 運動部活動の方針について

1 適切な休養日等の設定

(1) 休養日

① 学期中

週あたり2日以上休養日を設定する。

平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とする。

休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。

② 長期休業中

学期中に準じる。

生徒の十分な休養の確保とともに、運動部活動以外にも多様な活動を行えるよう、連続した休養期間の確保に努める。

(2) 活動時間

① 学期中

休憩時間等も含め、平日は2時間程度、週休日は3時間程度とし、原則として週当たり16時間以内とする。

② 長期休業中

学期中の週休日に準じ、できるだけ短時間に効率的・効果的な活動を行う。

2 適切な指導の実施

(1) 生徒の心身の健康管理の徹底

(スポーツ障がい・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮を含む)

(2) 事故防止の徹底(活動場所における施設、設備の点検や活動における安全対策等)

(3) 体罰・ハラスメントの根絶の徹底

(4) 熱中症事故防止のため、気象庁の高温注意報が発せられた場合、屋外の活動の原則禁止

3 適切な計画に基づいた効率的・効果的指導

(1) 生徒の心理面を考慮した肯定的な指導

(2) 生徒の状況の細かい把握、適切なフォローを加えた指導

(3) 事故防止、安全確保に注意した指導

(4) 肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導との区別

4 備考

(1) 公式戦等に関しては、上記の時間を超えて活動することもある。

(2) 学習面を配慮し、定期考査1週間前並びに考査終了までは活動を停止する。

(3) 足立区部活動外部指導員(区臨時職員)が引率する場合がある。

5 参考

中学校学習指導要領

運動部活動での指導のガイドライン(平成25年5月:文部科学省)

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年3月 スポーツ庁)

学校における働き方改革に関する緊急対策(平成29年12月26日文部科学大臣決定)

学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について(平成30年2月9日付け29文科発第1437号)

足立区立中学校に係る運動部活動の方針

足立区立学校特別な技術支援等の外部指導員要綱